

令和7年度 養父市立大屋中学校いじめ防止基本方針

養父市立大屋中学校

平成31年4月2日 策定

令和7年 4月2日 確認

1 学校の方針

本校は、校訓「自主・協同・創造」のもと、学校力とふるさと大屋の地域力を生かして、生徒の主体性や能動性、協働性を培うとともに、家族や仲間、ふるさとを大切にしながら未来への道を切り拓こうとする活力の育成をめざしている。それには、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進することが必要である。

そこで、『いじめ防止等のための基本的な方針』の改定、重大事態の調査に関するガイドラインの策定』（平成29年3月）の趣旨等を踏まえ、日常的な指導体制を常に見直しながらいじめの未然防止を図るとともに、いじめの積極的な認知に努め、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に、組織的に解決するため、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は全校生61人、全学年単学級の小規模校である。本校の校区には、1こども園と1小学校があり、生徒はほぼ同じ集団の中で幼少期から育っている。そのためか、本校の生徒は、男女ともに仲がよく、純朴で素直であり、学習・生活両面において何事にもまじめに意欲的に取り組むことができる。また、規範意識が高い一方で、自尊心が低いという特徴も持ち合わせている。また、自分たちで思いや考えを調整し合意形成しながらよりよく人間関係を築いていこうとする力の弱さも見受けられる。このことは、集団における同調圧力の高さを窺わせるものであり、特に生徒指導の観点からも、いじめや不登校を誘発する素地とも捉えることができ、具体的な改善策を要する大きな課題として捉えている。

特にいじめ防止対策については、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を把握し、生徒の微妙な変化に対応しながら、組織的かつ機動的な指導体制の基盤としている。また、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

このいじめの定義を受け、いじめ防止のため、次の5つの基本姿勢をもって臨むこととする。

「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義

生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

- ①「いじめはしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- ②いじめの積極的認知に努めるとともに、いじめに関する情報を共有し、全体で迅速に対応する。
- ③いじめられている生徒の立場に立った親身な指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）を行う。
- ④いじめを傍観（見過ご）している生徒には、自分たちの問題であることを認識させ、人権感覚

を磨くと同時に、正義感と行動力を育てる。

⑤重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせるなどの指導を徹底する。

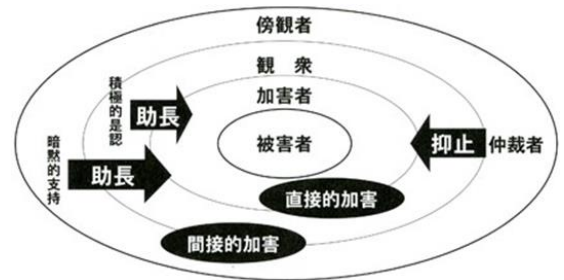
(2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、生徒一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組む。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努める。

一方、保護者・地域に対しては、いじめの定義並びにいじめの積極的認知の取組の意義等について周知；啓発を図るとともに、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

①生徒に対して

- ・「生徒のいるところには必ず教職員がいる」という寄り添い体制を構築しながら、生徒が自己有用感や自尊感情を育み、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導する。
- ・どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。いじめの4層構造を意識させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを指導する。



③教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」ということを、さまざまな場面において生徒に示す。
- ・生徒一人一人が自己実現を図れるように、生徒が主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・教職員の不適切な言動が生徒に大きな影響を与えることを認識し、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・生徒や保護者からの訴えには、親身に対応する。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行う。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職や学年等へ報告し、組織的に対応する。
- ・すべての教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・生徒会等により、生徒自らが学校生活を見つめ、改善していこうとする姿勢を培う。

④保護者・地域に対して

- ・生徒が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に連絡していただくように依頼する。
- ・学校の諸活動や生徒の様子について、積極的に発信する。
- ・方針や取組の見直しにおいては、保護者をはじめ関係機関や学校評議員会等の意見も取り入れるよう努める。

(3) いじめの積極的な認知・早期解決に向けての取組

ア いじめの積極的認知に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年や生徒指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で生徒を見守る。
- ・生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、解決する。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行う。
- ・児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立があったときは、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして調査等に当たる。

ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置をさらに実効性のあるものとするため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙１－１，２ 校内指導体制及び関係機関

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２ チェックリスト

(5) いじめの未然防止に向けた年間指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、積極的認知の在り方等、全教職員が認識を共有して主体的に取り組むことができるよう、年間の指導計画を別に定める。

別紙３ 年間指導計画

(6) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものと

する。

(1) 学校での取組

ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

(2) 家庭への働きかけ

ア 生徒の携帯電話、スマートフォン、ＰＣ、ゲーム機等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

イ 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかにいじめの解消に努める。

イ 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行い、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応する。

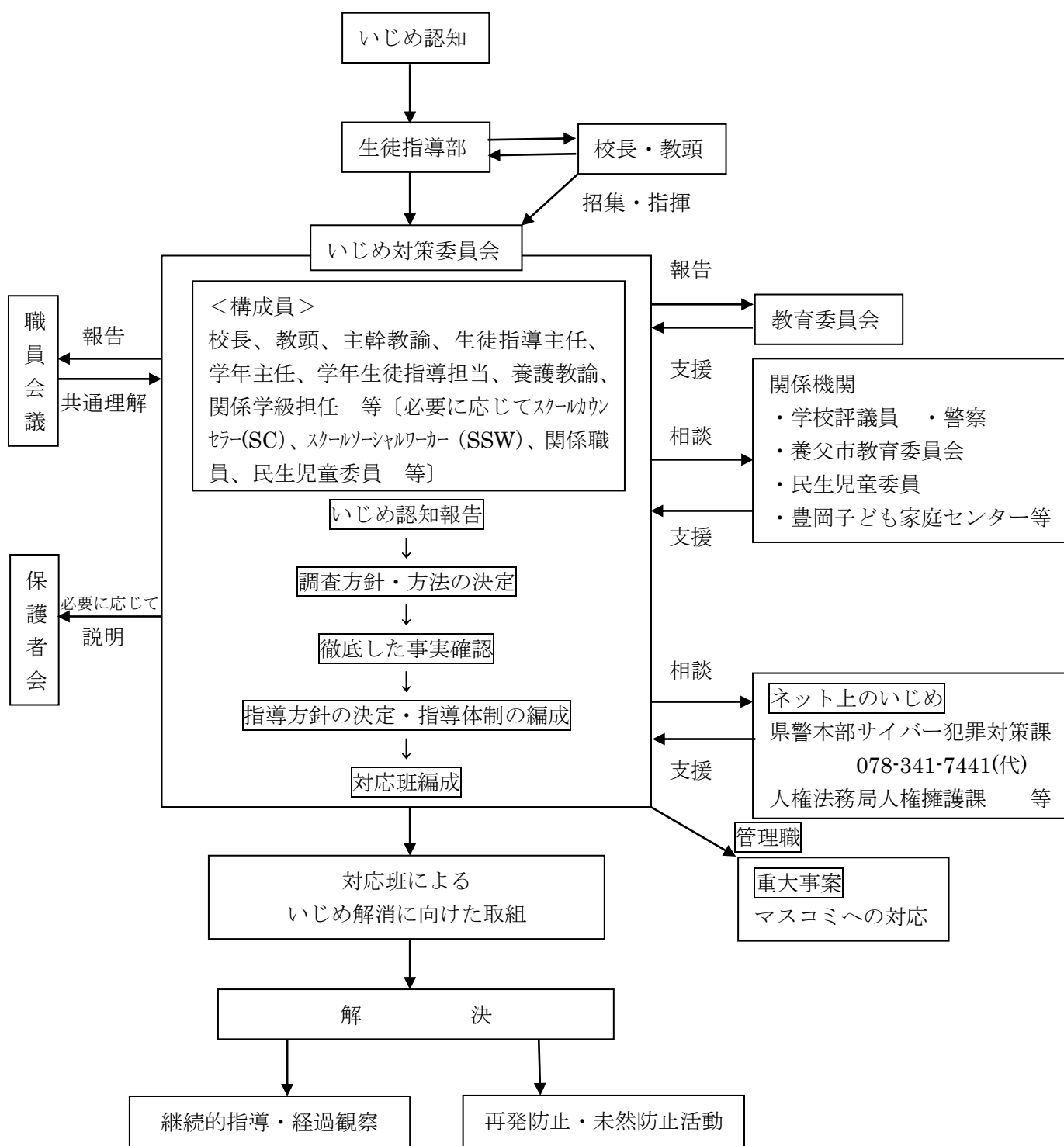
(1) すみやかに教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

(2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。

(3) 加害生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について、教育委員会と協議する。

6 その他の事項

本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生徒指導部会兼不登校対策部会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう努める。

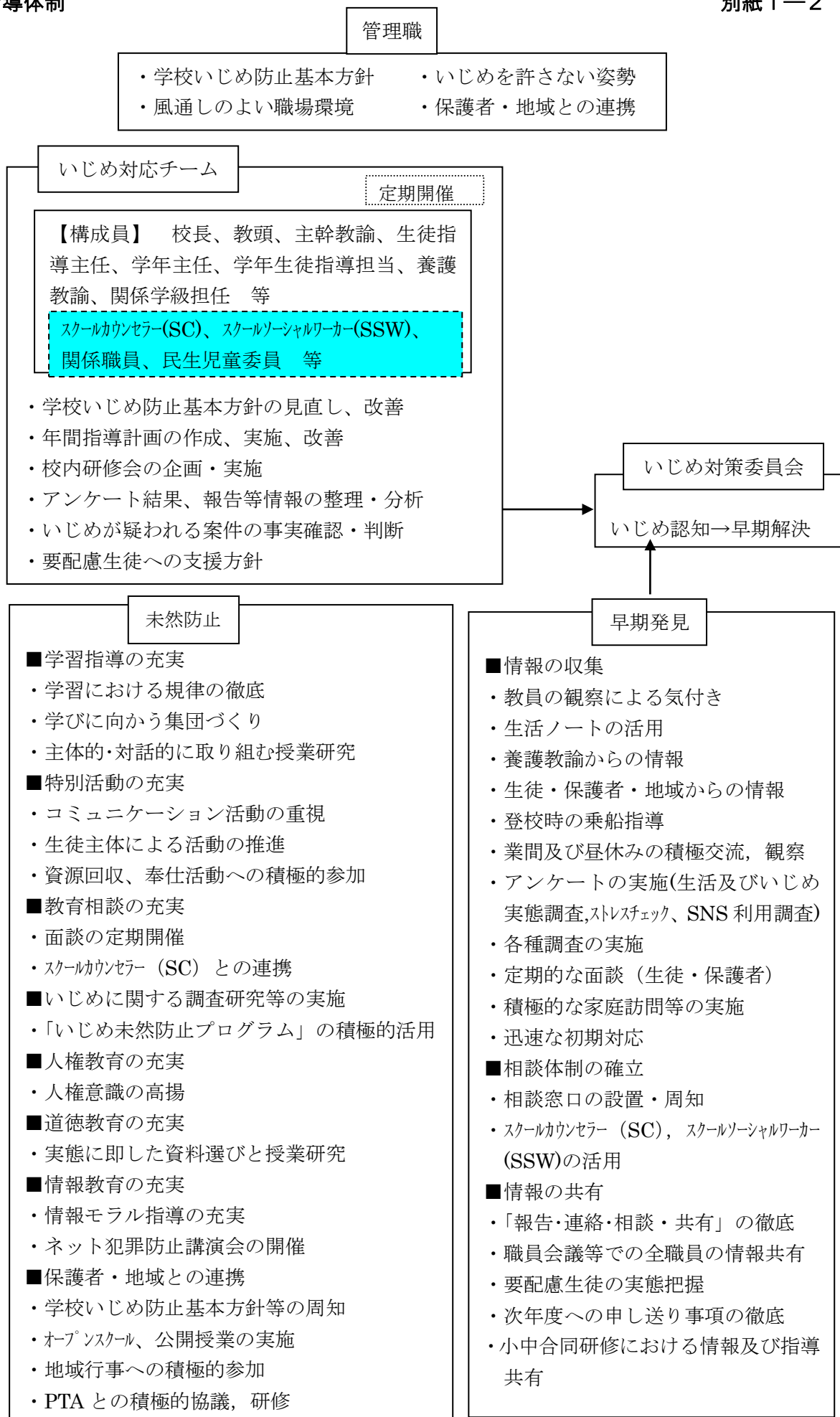


■被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	生活指導部会で 指導方針・計画作成	入学前の小学校との情報交換 学級づくり	家庭訪問
	生活指導部会		生活アンケート
5月	生活指導部会	職員研修会	生活アンケート
	生徒の情報交換会	小中一貫教育部会 I C h e c k	
6月	生活指導部会	教育相談週間	
	生徒の情報交換会		生活アンケート スマイルチェック①
7月	生活指導部会		SNS 利用調査
	生徒の情報交換会	地域行事参加	個人面談 保護者面談
8月	生活指導部会	小中一貫合同研修	生活アンケート
	生徒の情報交換会	地域行事参加	
9月	生活指導部会		生活アンケート
	生徒の情報交換会		
10月	生活指導部会		生活アンケート
	生徒の情報交換会	地域行事参加	SNS 等
11月	生活指導部会	教育相談週間	
	生徒の情報交換会		生活アンケート スマイルチェック②
12月	生活指導部会		個人面談
	生徒の情報交換会		保護者面談 生活アンケート
1月	生活指導部会		生活アンケート
	生徒の情報交換会		
2月	生活指導部会	教育相談週間	
	生徒の情報交換会	小中一貫教育部会	生活アンケート
3月	生徒の情報交換会		生活アンケート
	生活指導部会の 本年度のまとめ		個人面談 保護者面談

職員会議等

- 生活指導部会は、毎月一回生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて協議する。

未然防止に向けた取り組み

- 入学前に小学校との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 必要に応じて、家庭訪問を行う。
- 毎朝、登下校立ち番を職員が行う。
- 定期的に生活指導部会を開催し、情報交換を図る。
- スクールカウンセラーと連携し、カウンセリング研修を行う。
- 地域の秋祭りや地蔵祭り、盆踊りや天神講といった行事に積極的に参加する。
- 公民館と連携して、人権学習を行い、人権映画を鑑賞する。
- 講師を招いて、情報モラル講演会を実施する。
- 小中一貫合同研修を開催し、小学校との連携を深める。
- 生徒指導日誌を毎日書くことで、共通理解を深める。

早期発見に向けた取り組み

- 生活アンケート(いじめ実態調査)月1回とスマイルチェックは年2回実施。
- 年1回 I C h e c k を行い、その分析データをもとに職員研修を行う。